

# 利用できるサービスと他のサービスとの併用について

利用できるサービスの種類			介護予防・生活支援サービス						市独自事業				
			予防給付	当訪問サービス	当通所サービス	通所A	通所C	訪問C	一般介護予防事業(しっかり貯筋)	生活支援ヘルパー	生きがいデイサービス	緊急ショート	配食
利用者の資格	事業の区分	利用できるサービス											
要支援認定者 (要支援1・2) 【A】	介護予防給付	福祉用具貸与、短期入所など	●	●	●	●	●	△	△	-	-	-	●
	介護予防・生活支援サービス	訪問介護相当サービス	●	●	●	●	●	●	△	-	-	-	●
		通所介護相当サービス	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●
		通所サービスA	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	●
		通所サービスC	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	●
		訪問サービスC	△	●	-	●	●	△	-	-	-	-	●
	市独自事業	配食サービス	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●
事業対象者 【B】	介護予防・生活支援サービス	訪問介護相当サービス	-	-	●	●	●	●	-	-	●	●	
		通所サービスA	-	●	-	-	●	-	●	-	●	●	
		通所サービスC	-	●	-	-	●	-	●	-	●	●	
		訪問サービスC	-	●	-	●	●	●	●	-	●	●	
		一般介護予防事業(しっかり貯筋体操)	-	●	-	-	-	●	●	-	●	●	
	市独自事業	生活支援ヘルパー	-	-	-	●	●	●	●	-	-	●	●
		緊急ショート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配食サービス		-	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	
一般高齢者 【A・B以外】	市の独自事業	一般介護予防事業(しっかり貯筋体操)	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	
		生活支援ヘルパー	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	
		生きがいデイサービス	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	
		緊急ショート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		配食サービス	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	

※介護予防通所リハビリテーションと通所サービスは併用できません。

※介護予防短期入所生活(療養)介護及び緊急ショート事業利用中は、他のサービス(福祉用具貸与を除く)を利用できません。

※予防給付(通所リハ・ショートステイ・福祉用具・訪問リハ・訪問看護・訪問入浴)のうち福祉用具と訪問入浴のみ訪問Cとの併用可能。

ただしショートステイは利用日以外の訪問Cとの併用は可能

※△・・・条件によってサービス利用の可否が決定